

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市水産加工施設設置条例(平成27年石垣市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定申請書等)

第2条 条例第7条の規則で定める申請書は、石垣市水産加工施設指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)
- (3) 前事業年度の事業報告書、貸借対照表、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- (4) 直前3年間の損益計算書
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(事業報告書)

第3条 条例第10条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 石垣市水産加工施設(以下「加工施設」という。)の管理運営に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 加工施設の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、加工施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

